

# 結核医療費の公費負担制度について

結核と診断された方が安心して適正な医療を受けられるよう、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）に基づき、結核の医療費の一部（あるいは全額）を公費で負担します。

■結核医療費の公費負担制度は、次の2種類です。

- ① 入院勧告を受けた患者に対する公費負担（感染症法第37条）
- ② ①以外の患者に対する公費負担（感染症法第37条の2）

■結核医療費の公費負担制度を受ける場合には、保健所へ申請が必要です。申請に必要な書類を保健所へ提出してください。

## ① 入院勧告を受けた患者に対する公費負担（感染症法第37条）

結核の医療費を各種健康保険と公費で全額負担します。ただし、世帯員の市町村民税所得割額が56万円4千円を超える方は、月額20,000円を限度として一部負担があります。また、診断書料、個室料など公費負担の対象外になるものがあります。詳細につきましては、医療機関にお問い合わせください。

### 【対象者】

結核と診断され、かつ、保健所長の入院勧告を受け、入院して治療を受けている方（結核菌を体外に排出しており、他者に感染させる恐れのある方）

### 【申請に必要な書類】

- (1) 結核医療費公費負担申請書
- (2) エックス線写真
- (3) 感染症法第37条に係る自己申告書
- (4) 患者本人の健康保険証の写し
- (5) 世帯全員の住民票
- (6) 患者本人及びその扶養義務者の所得税に関する書類

【所得税に関する書類とは】

確定申告をされた方	「確定申告書控の写し」又は税務署が発行する「納税証明書その1」
給与所得者	勤務先が発行する「源泉徴収票」
年金受給者	年金支払者が発行する「源泉徴収票」
生活保護を受けている方	福祉事務所が発行する「生活保護受給証明書」
いずれにも該当しない方	市町村が発行する「市町村・道民税非課税証明書」

### 【公費負担の始期】

原則として、入院勧告により入院した日となります。

## ② ①以外の患者に対する公費負担（感染症法第37条の2）

結核の医療費の自己負担額が原則として5%となります。ただし、診断書料、初診料、再診料など公費負担の対象外になるものがあります。詳細につきましては、医療機関にお問い合わせください。

### 【対象者】

結核と診断され、治療を受けている方（結核菌を体外に排出しておらず、他者に感染させる恐れのない方）

### 【申請に必要な書類】

- (1) 結核医療費公費負担申請書
- (2) エックス線写真

### 【公費負担の始期】

原則として、申請を受理した日となります。

## 詳しくはこちらまでお問い合わせください

北海道上川保健所健康推進課保健係  
住所：〒079-8610 旭川市永山6条19丁目  
電話：0166-46-5989